

アジアゴルフ市場向けファムツアー事業委託業務仕様書

1 目的

日本へ送客実績のある韓国、台湾の旅行会社を対象にファムツアーを実施することで、本県へのゴルフ旅行商品造成を促し、本県インバウンドの早期回復を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 対象者

韓国、台湾の現地旅行会社を各国1社以上

(2) 実施時期

令和5年1月～3月において各市場ごと1回程度とし、県と協議の上、決定すること。

(3) 実施期間

2泊3日または3泊4日

(4) 企画提案内容

- ・韓国、台湾の現地旅行会社を招聘し、ファムツアーを実施すること。なお、招聘する旅行会社は、訪日観光送客実績があり、招聘後速やかにツアー商品造成が可能な旅行会社を提案すること。

- ・参加者は、旅行会社の日本向け旅行商品造成担当者とする。

(5) ファムツアーコースの企画・調整・手配・運営

- ・本県への旅行商品造成に繋がるようなファムツアーを実施すること。
- ・旅行商品造成担当者に対して、本県の魅力（ゴルフ環境、観光地、食、宿泊など）が十分に伝わり、商品造成を促進するような企画、構成とすること。また、その素案を企画提案書へ記載すること。なお行程は、宮崎市内に偏らないようにすること。
- ・ファムツアーの行程は、県と協議の上、最終決定すること。

(6) 実績報告

- ・ファムツアー実施後、参加者へのアンケートを実施し、アンケートの翻訳、集計、分析、報告を行うこと。
- ・ファムツアー実施後、参加者の意見を踏まえ、旅行商品造成の可能性（本数、送客人数、企画素案等）について報告書に記載すること。

(7) その他

- ・予算の範囲内で、当事業を通じたアジアから本県への誘客に効果的な独自提案を行うこと。

4 企画提案に当たっての留意点

(1) 業務にかかる企画、調査、報告等の一切の経費は、全て事業費に含む。

(2) ツアー当日の進行・管理・運営、通訳の手配、参加する旅行会社の募集・選定、訪問先や関係者との調整、参加者の全行程の宿泊・食事の手配など、ファムツアーを円滑に進めるための一斉の手配及び運営を行うこと。

5 報告書の提出

履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

- ・仕様：①A 4縦、横書き、左綴じ
②電子データを入れたDVD
- ・提出部数：①3部、②2枚

6 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7 著作権の取扱い

(1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 権利関係の処理

・素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

・受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。

・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が決定した後、県との協議により変更することがある。

(3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。